

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第二十号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「医療審議会の委員

を

「  
医療審議会の委員  
奈良構想区域地域  
議の委員  
東和構想区域地域  
議の委員  
西和構想区域地域  
議の委員  
中和構想区域地域  
議の委員  
南和構想区域地域  
議の委員

医療構想調整会  
医療構想調整会  
医療構想調整会

に、

「  
奈良公園観光地域活性化審査会の  
委員

を

「  
奈良公園観光  
委員  
吉城園周辺地  
の委員  
高畑町裁判所  
会の委員

医療構想調整会

医療構想調整会

地域活性化審査会の

区事業者選定委員会

に改める。

跡地事業者選定委員

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。